

20歳以上の学生さん

学生納付特例制度はご存じですか？

国民年金には、学生本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。対象となるのは、20歳以上の学生の方です。

なお、令和元年度に学生納付特例が承認された方で、令和2年度に引き続き学生納付特例を希望される場合も申請手続きが必要となります。

持参するもの

- ・印かん（スタンプ式でないもの）
- ・学生証または在学期間のわかる証明書

手続きできるところ

- ・草津年金事務所
 - ・役場住民課保険年金担当
- 学生納付特例が承認された期間は、将来支給される「老齢基礎年金」の受給に必要な期間（受給資格期間）に算入されるほか、万一の場合に支給される「障害基礎年



金」や「遺族基礎年金」の受給資格期間にも反映されます。ただし年金額には反映されません。

承認された期間の保険料は、10年以内であれば、遡って納付（追納）することができます。追納されると老齢基礎年金の額に反映されます。

追納の手続きは、印かん（スタンプ式でないもの）を持って草津年金事務所、または役場住民課保険年金担当までお越しください。

◆問い合わせ先

- 草津年金事務所 国民年金課
☎077-567-2220
- 住民課 保険年金担当
☎0748-52-6584

みんなで支えあう 国民健康保険

接骨院（柔道整復師）のかかり方

接骨院では「柔道整復師」という資格を持つ方が施術をされます。柔道整復師は医師ではないため、病院や診療所での治療と同様に健康保険が使えるわけではありません。

接骨院で被保険者証（国保）を使う場合は、一定の条件があります。被保険者証が使えない場合は、全額自己負担となりますので、十分な注意が必要です。

被保険者証が「使える」場合

骨折・脱臼の応急手当（それ以外は医師の同意が必要）、打撲・ねんざ（肉離れなど）の施術のとき。
骨折および脱臼については、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。

《次のような施術は対象外です》

疲労性・慢性的な要因からくる肩こり、スポーツなどによる筋肉疲労、神経痛、リウマチ、関節炎、五十肩、ヘルニア等によるコリや痛み、脳疾患後遺症等の慢性病、仕事中や通勤途上に起きた負傷（労災保険の対象となる場合）等

施術をつけるときの注意

- ① 負傷原因を正確に伝えましょう
接骨院で施術を受けるときは、負傷の原因を正確にきちんと伝えましょう。

なお、交通事故による施術の場合は、住民課保険年金担当に連絡してください。

- ② 施術が長期にわたる場合は、医師の診断を受けましょう

施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けましょう。

- ③ 療養費支給申請書の内容をよく確認しましょう

接骨院で施術を受ける場合、療養費支給申請書へ署名しなければなりません。この申請書には、傷病名や施術内容、回数などが記載されていますので内容を確認してから署名しましょう。

- ④ 領収証は必ずもらいましょう

領収証は必ずもらって、保管しておき、医療費通知で金額・日数の確認をください。また、領収証は、医療費控除を受ける際にも必要です。大切に保管してください。

◆問い合わせ先

- 住民課 保険年金担当
☎0748-52-6584

後期高齢者医療制度の 保険料率をお知らせします

令和2年4月1日から保険料率を改定します。

●令和2・3年度の保険料率（年額）

区 分	保険料率	
	現 行（平成30・令和元年度）	改定後（令和2・3年度）
被保険者均等割額	43,727円	45,512円
所得割率 ※	8.26%	8.70%
年間保険料上限額	62万円	64万円

※「所得割額」の計算方法…総所得金額等から基礎控除の33万円を差し引いた金額×上記の割合

●令和2年度の均等割額が軽減される場合および変更点

世帯主と被保険者全員の所得が一定以下の方は、世帯の所得水準に合わせて、均等割額が軽減されます。

※65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、15万円を引いた額で判定します。

令和2年度における保険料均等割額の軽減割合及び軽減範囲の変更点は、以下のとおりです。

均等割額の軽減割合が見直されます

■世帯主と被保険者全員の所得の合計額が33万円以下で、被保険者全員の公的年金の控除額を80万円として計算したとき、各種所得が0円となる方

《令和元年度》均等割額8割軽減

《令和2年度》均等割額**7割軽減**

■世帯主と被保険者全員の所得の合計額が33万円以下で、上記に該当しない方

《令和元年度》均等割額8.5割軽減

《令和2年度》均等割額**7.75割軽減**

均等割額5割・2割軽減の範囲が拡大されます

■均等割額が5割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方

《令和元年度》「基礎控除額（33万円）」＋「28.0万円×世帯の被保険者数」

《令和2年度》「基礎控除額（33万円）」＋「**28.5万円**×世帯の被保険者数」

■均等割額が2割軽減される方

被保険者とその世帯の世帯主の総所得金額等が、次の計算式を超えない方

《令和元年度》「基礎控除額（33万円）」＋「51万円×世帯の被保険者数」

《令和2年度》「基礎控除額（33万円）」＋「**52万円**×世帯の被保険者数」

★令和2年度の保険料の額は、7月に郵便でお知らせします

広域連合のwebサイトで保険料額の試算ができます。

広域連合webサイトトップページ：<http://www.shigakouiki.jp/index.html>

★令和2年8月1日から使用する被保険者証は、7月中に簡易書留でお届けします。

詳しくは

日野町住民課 保険年金担当（TEL0748-52-6584）または
滋賀県後期高齢者医療広域連合（TEL077-522-3013）まで
【HP】<http://www.shigakouiki.jp/>

